

電燈部ニ於テハ六月六日斗争準備委員会ヲ開キ十四日迄ノ完成  
十六日大會ヲ開キ十六項目ノ斗争題目ヲ得來ル共ニ昨日斗争委  
員会ニ提案サルコト、思フ東支トノ共同斗争ニ關シ昨日新宿  
支部古崎ヨリ彙ニ提出セル嘆願書ノ回答カ七月一日アルトノ事實  
ヲ悉サレ密接ヲ連絡ヲ取ルコトニナリテ店ル亦東支トモ連絡委員会其ノ他ヲ  
々今後共斗争助長ヲシタイト思フ

以急業打切り可否ニ關スル件  
木下ヨリ斗争ハ向部的ニハ駄目タ又幹部ノミニ任シテハヤレナイ依テ本部  
トシテ對策確立上大衆ノ意見ヲ之ニ反映セシメタイト述ヘ各職場毎ニ意見ヲ出シタルニ  
勳込 芝 市橋橋 若所 三ノ輪 霞所 飯田町 白金 八丁堀  
本郷 京橋 麻布 奇形 三宅坂 御成門  
等ハ何レモ急業打切り説ヲ述ヘ下谷ハ大勢順應ノ意見ヲ述ヘ急業繼續困  
難ノ狀勢判明セル爲メ中風激震ハ急業打切りヲ職場ニ諮リ異議ナシ 可決  
ハ今後ノ斗争方針ニ關スル件  
六月十日日附指令(既報)内容ヲ吟味シテ今後ノ斗争方針ヲ決定スルニ  
トナリ松下ヨリ其ノ指令ヲ朗讀左記ノ通り協議決定ス

○カノフ計算日報作成ヲ職員ニ委更スルコト  
本件ハ主任アル職場ハカノフ計算日報ノ作成ハ職員ニ作  
成セシムルコト 但シトノタルハ技工ニ於テ作成スル事  
職員ノ配置ナキ職場ハ技工ニ於テ作成スルコト 但シ旬  
報日報年報等ハ職員ニ作成セシムルコト  
各課ハ主任ニ返スコトニ決定  
○三通ノ職員ヲ吾々ト同一勤務ニ期ニセシムルコト  
本件ハ本部指令適宜行セシムルコトニ決定  
○機械コトトルト機械故障ノ場合職員ヲ立合ハシムルコト  
本件ハ朝ノ三職員ヲ立合ハシムルコトニ決定  
○要木首級迄斗争ヲ進行スルコト  
本項ハ撤回スルコトニ決定  
○斗争委員會解体ノ件  
従來ノ斗争委員ハ今後支部負トシテ勤務シ今日限り斗争委